

【今号の内容】

- 「働き方改革推進支援センター」の御案内
- 平成 31(2019)年度「男女生き活き企業」コンテストを実施します！
- 健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員募集のお知らせ
- 【助成金】女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定取得や「一般事業主行動計画」策定を支援します
- 【助成金】女性の活躍に関する研修参加費用を助成します
- 「高度プロフェッショナル制度」について
- 長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！
- 働き方改革ガイドブック・好事例集を作成しました
- エクセル・ワード基礎編 平日コース（全6回）

「働き方改革推進支援センター」の御案内

働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として、「働き方改革推進支援センター」が47都道府県に開設されています。

働き方改革推進支援センターでは、以下の4つの取組を支援します。

- ・長時間労働の是正
- ・同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ・生産性向上による賃金引上げ
- ・人手不足の解消に向けた雇用管理改善

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

- ・働き方改革特設サイト（支援のご案内）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/consultation/index.html>

- ・厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

を実施します！

県では、女性の活躍推進や働き方の見直しを通じて、誰もがいきいきと働ける環境づくりに積極的に取り組む企業等を、「男女生き生き企業」として認定する制度を実施しています。

また、認定企業を対象に、女性の活躍推進及び働き方の見直し等に関する優れた特色ある取組を行っている企業等を募集し、企業規模別に表彰します。

☆平成 31(2019)年度「男女生き生き企業」コンテストの募集を開始しました。

- ・今年度の応募要領や様式は「とちぎウーマナビ」に掲載しています。
- ・令和元(2019)年 12 月 13 日(金)に開催する「とちぎ女性活躍応援フォーラム」で受賞企業の表彰式を実施します。

みなさまの御応募をお待ちしています！

応募方法等の詳細はこちら(↓)を御覧ください。

<http://www.tochigi-woman-navi.jp/topics/page.php?id=766>

健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員募集のお知らせ

健康長寿とちぎづくり推進県民会議とは、健康づくりに取り組む企業・事業所、団体、行政等で作る組織です。

会員は自身の取り組む健康づくり活動について県ホームページ「健康長寿とちぎWEB」から発信したり、従業員や県民の健康づくりに役立つメールマガジンを受け取ること等ができます。皆様ぜひ御参加ください！

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

<http://www.kenko-choju.tochigi.jp/contents/page.php?id=93>

【助成金】女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定取得や「一般事業主行動計画」策定を支援します

県では、女性の活躍を推進するための助成金制度を設けています。

具体的には、県内企業が外部コンサルタント事業者の支援を受けて、①女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や②「えるぼし」認定取得をした場合、その取組に要した経費の一部を助成します。

是非御活用ください！

1 支給対象

県内に本社又は主たる事業所を有する企業

①については、常時雇用する従業員数が300人以下の企業

②については、「えるぼし」を新規で取得した企業が対象となります。

2 助成内容

外部コンサルタント事業者の支援経費の1/2

(1企業あたり25万円上限)

申込方法等の詳細はこちら(↓)をご覧ください。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kagayakukigyou_baizou_project.html

【助成金】女性の活躍に関する研修参加費用を助成します

県では、県内中小企業を対象に、女性の活躍を推進するため、従業員を研修に参加させる際の費用の一部を助成しています。研修内容によっては、男性従業員も対象となります。

1 支給対象

女性の活躍を推進するために、従業員を研修に参加させる事業主

2 支給要件

- ・常時雇用する従業員数が300人以下

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を作成しているか、または、申請年度中に策定予定であることなど

3 支給条件

- 1) 支給対象経費研修及び研修で使用する教材費
- 2) 支給率 1/2
- 3) 支給上限 18 万円/企業
 - ①教育機関へ従業員を派遣する場合
1 人あたり 6 万円上限で助成
 - ②中小企業が自ら企画し研修を実施する場合
1 企画あたり 6 万円上限で助成

申込方法等の詳細はこちら（↓）をご覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kensyuusankajyoseikin.html>

「高度プロフェッショナル制度」について

高度プロフェッショナル制度は、高度の専門的知識等を有し、職務の範囲が明確で一定の年収要件を満たす労働者を対象として、労使委員会の決議及び労働者本人の同意を前提として、年間 104 日以上の休日確保措置や健康・福祉確保措置等を講ずることにより、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない制度です。

厚生労働省では、本制度をわかりやすく解説したパンフレットを作成していますので、御覧ください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

- ・高度プロフェッショナル制度 わかりやすい解説

<https://www.mhlw.go.jp/content/000497408.pdf>

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

平成 31(2019)年 4 月から働き方改革関連法が順次施行され、大企業に時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、中小企業等に無理な発注を行うことが懸念されています。

働き方改革関連法により改正された労働時間等設定改善法では、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮することが、事業主の努力義務となりました。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

- ・厚生労働省要請文、リーフレット等

<https://www.mhlw.go.jp/content/000487392.pdf>

- ・厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

働き方改革ガイドブック・好事例集を作成しました

県では、県内企業・事業所における働き方改革を支援するために、「働き方改革ガイドブック・好事例集」を作成しました。

本ガイドブックでは、県内の労働環境の状況や働き方改革の取組方法として、取組の進め方や多様な人材が活躍できる職場環境づくりの取組事例等を紹介しています。是非御覧ください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/hatarakikatakaikaku.html>

エクセル・ワード基礎編 平日コース（全6回）

エクセルとワードを今よりもっと使いこなして、再就職活動や社会活動への参画にチャレンジしましょう！わかりやすいテキストと実習をふんだんに取り入れたレッスン構成で、ベテランのパソコンインストラ

クターが分かりやすく丁寧に指導します。

託児付き講座なので小さなお子さんのいる方も安心です。

- 1 開催日 6/26（水）～28（金）、7/3（水）～5（金）
- 2 時間 10：00～12：00
- 3 会場 パルティ とちぎ男女共同参画センター
- 4 対象 マウス操作と文字入力可能な方
- 5 定員 20名
- 6 受講料 7,000円
- 7 申込締切 5/28（火）

※定員を超えるお申込みの場合は、抽選となります。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

http://www.parti.jp/kouza/index_18.html

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信」配信停止と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225